

教育人事企画課

議案第52号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

東京都の「学校職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正を踏まえ、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当の上限額を改定するため、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 趣旨

学校職員の教員特殊業務手当の支給額について、東京都は、他自治体との均衡を考慮の上、令和4年4月1日以後の勤務に係る支給額の改定を行いました。これに伴い、特別区各区においても、東京都の改定に準じ、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当を改定するものです。

2 改正内容

次のとおり、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当の上限額を引き上げます。

改正前の上限額	改正後の上限額
6,400円	16,000円

※教員特殊業務手当

職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のものであるときに支給されます。

3 施行期日等

公布の日。ただし、改正後の条例の規定は令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用します。

		港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表	
		改 正 案	現 行
（前略）			
第十七条	（略）	第十七条	（略）
2 （略）		2 （略）	
3 教員特殊業務手当の額は、従事した日一日につき一万六千円を超 えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で 定める。		3 教員特殊業務手当の額は、従事した日一日につき六千四百円を超 えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で 定める。	
4 （略）		4 （略）	
付 則			
（施行期日等）			
1 この条例は、公布の日から施行する。			
2 この条例による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例 （次項において「改正後の条例」という。）第十七条第三項の規定 は、令和四年四月一日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について			

適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

(教員特殊業務手当の内払)

3 改正後の条例第十七条第三項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。